

令和 8 年度議会運営委員会における協議事項

議員削減による条例等の見直しに加え、議会・委員会の在り方・報酬について検討します。

6 月定例会において、「半田市議会の議員の定数を定める条例」の一部改正が行われ、議員定数が 18 人となりました。また、今年度は議会基本条例の検証を行い、時代に即した内容への見直し（先例集の運用を含む）を進めることとされています。加えて、議長任期 1 年の申合せに関する議論や議員報酬の見直しなどの提案も出されており、これらはすべて条例・規則・先例等に関連する事項です。

このことを受け、半田市議会基本条例をはじめとする関連条例案を 12 月定例会に上程するとともに、規則や先例等についても併せて改定したいと考えます。

課題としては、半田市議会における議員の常勤(的)化についての議論があるほか、これまでも常任委員会の正副委員長と委員との役割の偏り、細かな事項も含め、議論し決定すべき課題が山積している状況です。

一方で、現在の半田市議会が積極的に取り組んでいる活動を可視化するとともに、議員の重要な役割である当局への政策提言についても、調査研究テーマの複数化や、これまでの提言内容の検証などを通じて、さらに充実・発展させていくことが重要であると考えます。

半田市議会のこれからの役割やあるべき姿について十分に議論し、活発な議会活動が継続的に発展していくよう、様々な規定やルールを整備・決定していき、議員報酬の見直しについては、報酬審議会が開催される 9 月中旬には方向的結論を出したいと考えます。

※改正を検討する条例等を以下のとおり表記する。

- 【基】 半田市議会基本条例
- 【委】 半田市議会委員会条例
- 【招】 半田市議会定例会招集条例
- 【報】 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 【政】 半田市議会政務活動費の交付に関する条例
- 【会】 半田市議会会議規則
- 【先】 先例

1. 常任委員会の委員定数と所管事項について（令和8年7月23日議会運営委員会の項番1で協議）

2. 委員会等の活動について

- ①閉会中の調査（政策提言）のテーマを複数設定するか否か。【先】
- ②政策提言に対する当局の対応状況を検証するか否か。【基】
- ③議員の業務を常勤化するか否か。（出勤時間を定めるか）【先】
- ④委員会の開催を定例化するか否か。（定例化：■委員会 毎週●曜日 9:30～）【先】
- ⑤委員会を定例開催とした場合、要点筆記を作成する負担を減らすため、非公式会議（議員間討議）として行うか否か。【先】
- ⑥充実した調査研究を行うため、委員任期を2年とするか否か。【委】
- ⑦閉会中の調査をどのように行うか明文化するか否か。【先】
- ⑧閉会中の調査テーマを複数化した場合、調査のための費用弁償を増額するか否か。
【予算対応】
- ⑨正副委員長の業務量増加により、手当を新設するか否か。【報】
常任委員会／特別委員会／広報系3委員会／その他

3. 議員の働き方について

- ①議員は原則常駐とし、いつでも会議等が開けるようにするか否か。【基・先】
- ②通年会期とするか否か。【基・委・招・会】
※通年議会とした場合のメリットデメリット及び事務局当局への影響
- ③議員報酬を適正化するか否か。【報】
- ④政務活動を見直し、拡大、増額するか否か。【政】
政務活動費運用指針の見直し ※ICT化への柔軟な対応
-①政務活動費の使途基準の見直し
-②政務活動費の額の見直し

4. 議長、副議長の任期について

- ①議長、副議長の任期をそれぞれ何年とするか。（現状は議長副議長1年）【先】
- ②議長、副議長の基本拘束時間を明文化するか否か。【先】

5. 議会選出監査委員の是非について

6. 議会基本条例の検証について

- ①現状把握と今後の方針を確認する。【基】
- ②必要に応じて条例改正する。前述の2から4の協議結果も反映させる。【基】

9月定例における決算審査と事業評価にかかるスケジュール

日にち	時間	会 議 等	内 容
8月20日 (告示日)		告示日	議案書、決算書、主要施策の成果報告書 決算審査資料
8月27日	9:30	本会議	議案(決算以外)上程 ～9月1日 一般質問
8月31日 (決算委員会の1週間前)		(決算委員会の 1週間前)	決算審査説明資料(分科会での補足説明 資料)
9月1日	9:30	本会議	議案(決算以外)質疑、委員会付託
	本会議後	予算委員会	補正予算を3分科会に分割送付 ※当局職員の出席なし
9月2日	9:30	総務分科会・ 委員会	分科会:補正予算審査 委員会:条例等議案審査
	13:30	文教厚生分科会・ 委員会	分科会:補正予算審査 委員会:条例等議案審査
9月3日	9:30	建設産業分科会・ 委員会	分科会:補正予算審査 委員会:条例等議案審査
	13:30	予算委員会	予算委員会(補正予算採決) ※総務部長出席
	16:00	—	討論通告締切
9月7日	9:30 本会議後	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 議案(決算)上程、質疑、委員会付託
		決算委員会	3分科会に分割送付 ※当局職員の出席なし
9月8日			質疑対象課を事前申告 —(決算委員会翌日まで)—
9月8日、 11日	9:30	総務委員会	事業評価 ※原則、当局職員の出席なし
9月9日、 14日	9:30	文教厚生委員会	事業評価 ※原則、当局職員の出席なし
9月10日、 15日	9:30	建設産業委員会	事業評価 ※原則、当局職員の出席なし
9月16日	9:30	総務分科会	決算審査 ※関係職員出席(質疑対象課を事前申告)
	13:30	文教厚生分科会	決算審査 ※関係職員出席(質疑対象課を事前申告)

9月17日	9:30	建設産業分科会	決算審査 ※関係職員出席(質疑対象課を事前申告)
	13:30	委員長連絡会議	事業評価3委員会すり合わせ ※当局職員の出席なし
9月18日	13:30	決算委員会	決算審査(総括質疑、採決) ※市長はじめ監以上の職員出席
10月2日	16:00	—	討論通告締切
10月5日	全協後	議員総会	事業評価結果の報告 ※当局職員の出席なし
10月6日	9:30	本会議	討論、採決 ※委員長報告なし

◎質疑の制限時間

	会議等	所管委員	所管外委員
補正予算	各分科会	制限なし	一人7分以内
決算	各分科会	総務：一人15分以内 文教厚生：一人20分以内 建設産業：一人20分以内	一人7分以内、ただし 全体で最大30分
決算 総括質疑	決算委員会	一人10分以内	—

- ①説明原稿(従来の委員会読み原稿)を提出してもらう。
- ②決算審査の分科会では説明なしで、質疑に入る。
- ③~~質疑対象課の事前申告は、決算委員会で分割送付した翌日までとする。~~